



平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ナラサキ産業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 中村 克久  
(コード番号 8085 東証第二部)  
問 合 せ 先 取締役兼執行役員 西海谷 誠心  
(TEL 03-6732-7350)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 75 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

###### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

###### (3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

###### (4) 変更の条件

本株主総会において、後記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件とし、平成 30 年 10 月 1 日をもってその効力が生じるものといたします。

## 2. 株式併合

### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

### (2) 株式併合の内容

#### ①併合する株式の種類

普通株式

#### ②併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数について、5株につき1株の割合で併合いたします。

#### ③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	26,628,000株
併合により減少する株式数	21,302,400株
併合後の発行済株式総数	5,325,600株

(注) 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

#### ④併合の影響

株式併合により発行済株式総数は5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、理論上は当社株式の資産価値に変動はありません。

### (3) 株式併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	2,591名（100.00%）	26,628,000株（100.00%）
5株未満	128名（4.94%）	141株（0.00%）
5株以上	2,463名（95.06%）	26,627,859株（100.00%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満をご所有の株主様128名（所有株式数141株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生の前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成30年10月1日をもって、株式併合の割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	60,000,000株
変更後の発行可能株式総数（平成30年10月1日付）	12,000,000株

(6) 併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案および後記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

前記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に記載のとおり、株式併合を実施し、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するために現行定款第7条（単元株式数）を変更するものであります。また、本変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日をもって、これを定款から削除するものであります。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (条文省略)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6千万株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1千2百万株</u> とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第8条～第42条 (条文省略)	第8条～第42条 (条文省略)
(新設)	附則
	<u>第6条および第7条の変更の効力発生日は、平成30年10月1日とする。なお、本附則は、当該効力発生日をもって、これを削除する。</u>

## (3) 変更の条件

本株主総会において、本定款の一部変更および前記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 4. 日程

取締役会決議日	平成30年5月15日
定時株主総会決議日	平成30年6月28日(予定)
1,000株単位での最終売買日	平成30年9月25日(予定)
100株単位での売買開始日	平成30年9月26日(予定)
単元株式数の変更、株式併合、定款の一部変更の効力発生日	平成30年10月1日(予定)
端数株式処分代金のお支払い	平成30年12月上旬(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年10月1日ですが株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以上

## 【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

### Q 1 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

### Q 2 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

### Q 3 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日（実質上 9月28日）の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成30年10月1日予定）の前後で、ご所有の株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,656株	1個	331株	3個	0.2株
例②	1,000株	1個	200株	2個	なし
例③	612株	なし	122株	1個	0.4株
例④	300株	なし	60株	なし	なし
例⑤	193株	なし	38株	なし	0.6株
例⑥	4株	なし	0株	なし	0.8株

- ・例②に該当する株主様は、特段のお手続はございません。
- ・例①、例③、例④、例⑤に該当する株主様において、発生する単元未満株式（例①は31株、例③は22株、例④は60株、例⑤は38株）につきましては、ご希望により、単元未満株式の買取り制度をご利用できます。
- ・例①、例③、例⑤、例⑥に該当する株主様においては、発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。当社よりお支払いする金額およびお手続については、平成30年12月上旬にご案内することを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満（例⑥）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式数が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

Q 4 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 4 株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を除けば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 6 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を除けば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q 7 株主は何か手続きが必要ですか。

A 7 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」のお手続きをご利用いただくことができます。株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。買取り制度の具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記お問い合わせ先までご連絡ください。

Q 8 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 8 次のとおり予定しております。

定時株主総会決議日	平成30年6月28日(予定)
1,000株単位での最終売買日	平成30年9月25日(予定)
100株単位での売買開始日	平成30年9月26日(予定)
単元株式数の変更、株式併合、定款の一部変更の効力発生日	平成30年10月1日(予定)
端数株式処分代金のお支払い	平成30年12月上旬(予定)

**【お問い合わせ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

電話0120-232-711 (フリーダイヤル)

受付時間平日9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

以上